

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第7区分

【発行日】令和2年4月23日(2020.4.23)

【公開番号】特開2018-177461(P2018-177461A)

【公開日】平成30年11月15日(2018.11.15)

【年通号数】公開・登録公報2018-044

【出願番号】特願2017-79506(P2017-79506)

【国際特許分類】

B 6 5 H	3/52	(2006.01)
B 4 1 J	2/01	(2006.01)
H 0 4 N	1/04	(2006.01)
B 6 5 H	5/06	(2006.01)
F 1 6 C	13/00	(2006.01)

【F I】

B 6 5 H	3/52	3 3 0 A
B 4 1 J	2/01	3 0 5
H 0 4 N	1/12	Z
B 6 5 H	5/06	B
F 1 6 C	13/00	B

【手続補正書】

【提出日】令和2年3月12日(2020.3.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

シャフトの外周面上に設けられる弹性体部を備えるローラーであ  
って、

前記弹性体部は、

該ローラーの軸方向における一方側の第1側部に該ローラーの周方向に間隔をおいて設けられ、底部を有する複数の第1凹部と、

該ローラーの軸方向における他方側の第2側部に該ローラーの周方向に間隔をおいて設けられ、底部を有する複数の第2凹部と、を備え、

前記第1凹部は、前記ローラーの軸方向側面視で周方向に隣り合う前記第2凹部の間に位置する、ことを特徴とするローラー。

【請求項2】

請求項1に記載のローラーにおいて、

前記第1凹部と第2凹部は面对称構造である、ことを特徴とするローラー。

【請求項3】

請求項1又は2に記載のローラーにおいて、

前記弹性体部の構成材料は非発泡材である、ことを特徴とするローラー。

【請求項4】

請求項1から3のいずれか一項に記載のローラーにおいて、

前記弹性体部は、

前記シャフト側となる内層部と、

媒体に接する側となる外層部と、を備え、

前記内層部が、前記第1凹部及び前記第2凹部を備えている、ことを特徴とするローラー。

【請求項5】

請求項1から4のいずれか一項に記載のローラーにおいて、

前記第1凹部は第1円周上に位置する第1群第1凹部と、前記第1円周と異なる第2円周上に位置する第2群第1凹部と、を備え、

前記第2凹部は前記第1円周上に位置する第1群第2凹部と、前記第2円周上に位置する第2群第2凹部と、を備えている、ことを特徴とするローラー。

【請求項6】

請求項5に記載のローラーにおいて、

前記第1群第1凹部と第2群第1凹部は、該ローラーの周方向において一部が重なって位置する、ことを特徴とするローラー。

【請求項7】

請求項1から6のいずれか一項に記載のローラーにおいて、

前記第1凹部及び第2凹部は、該ローラーの側面視で周方向成分と径方向成分とが繋がった形状である、ことを特徴とするローラー。

【請求項8】

給送ローラーと、該給送ローラーと対を成して媒体の束から搬送する媒体以外を分離して上流に戻すリタードローラーと、を備える分離装置であって、

前記リタードローラーは、

請求項1から7のいずれか一項に記載されているローラーである、ことを特徴とする分離装置。

【請求項9】

媒体の画像情報を読み取る読み取り部と、前記読み取り部の読み取り実行領域を通る媒体搬送経路に設けられ媒体に送り力を与えるローラーと、を備える画像読取装置であって、

前記ローラーは、媒体に押し付けられたときに接触面が弾性的に潰れる構造であり、前記ローラーの少なくとも一つは、請求項1から7のいずれか一項に記載されているローラーである、ことを特徴とする画像読取装置。

【請求項10】

記録部と、該記録部の記録実行領域を通る媒体搬送経路に設けられ媒体に送り力を与えるローラーと、を備える記録装置であって、

前記ローラーは、媒体に押し付けられたときに接触面が弾性的に潰れる構造であり、

前記ローラーの少なくとも一つは、請求項1から7のいずれか一項に記載されているローラーである、ことを特徴とする記録装置。